

未確認飛行物体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十二月十日

山
根
隆
治

参議院議長 江田 五月 殿

未確認飛行物体に関する質問主意書

近年、我が国のみならず、各国において地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体（通称UFO。以下「UFO」という。）を目撃したという情報が後を絶たないが、我が国の安全上の観点、国民的な不安と関心からもこれに対する情報収集と確認作業は喫緊の課題であると考ええる。

そこで、以下質問する。

- 一 政府としてUFOについてどのような認識を持っているのか明らかにされたい。
- 二 政府及び関連機関等でこれまでUFOに対しどのような情報収集や研究、対応を行ってきたのか明らかにされたい。行っていないとした場合、それはどのような理由からか明らかにされたい。
- 三 UFOが我が国に飛来した場合に想定される対応について、政府の見解を示されたい。
- 四 航空自衛隊がUFOを探知してスクランブル（緊急発進）をしたことがあるのか明らかにされたい。
- 五 アメリカを始めとする友好国等との間で、UFOについての情報の交換をこれまで行ってきたのか明らかにされたい。

六 国民や民間団体から寄せられた情報の整理、分析、確認作業は、国のどの機関で行うのか明らかにされ

たい。

右質問する。